

参 考 资 料

資料1 東京都板橋区男女平等参画基本条例

平成15年3月6日
東京都板橋区条例第8号

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現は、私たちの願いです。

しかし、社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担など、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が必要です。

板橋区では、人間性を尊重し、区民一人ひとりが地域の問題解決に自ら主体的に参加し、連帯していくことの中から生まれた地域からの発想を重視し、すべての人が互いに理解し支えあい、ともに生きるまちづくりに取り組んでいます。

そのためにも、男女が、個人としての自己の意思と責任によって選択した多様な生き方が尊重され、子の養育、家族の介護などの家庭生活と、職場や地域などにおける社会活動との両立ができ、様々な分野での政策や方針の決定過程に参画できる板橋区をつくる必要があります。

ここに、男女があらゆる分野における活動とともに参画し、利益を享受し、責任を担う男女平等参画社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、板橋区(以下「区」という。)、区民及び事業者・民間団体の責務を明らかにするとともに、協調と連携を図りながら男女平等参画社会の形成に関する施策(以下「男女平等参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、区民すべての人権が尊重され、性別による差別のない社会を築き、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画社会 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、利益を享受し、責任を担う社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 区民 区の区域内(以下「区内」という。)に居

住し、通勤し、通学し、又は区内で活動するすべての個人をいう。

- (4) 事業者・民間団体 営利、非営利等の別にかかわらず、区内において事業・社会活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の心身に苦痛を与え、若しくは生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
- (2) 男女平等参画社会の形成を阻害する社会制度や慣行が是正され、男女が性別にかかわらず、その個性や能力を発揮する機会が確保されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと。
- (4) 男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。
- (5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立することができるように環境が整備されること。

(性別による権利侵害の禁止)

第4条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
 - 3 何人も、配偶者間等男女間のあらゆる暴力行為又は精神的に著しく苦痛を与える行為を行ってはならない。
- (区の責務)

第5条 区は、男女平等参画社会の形成を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、男女平等参画社会の形成を推進するために、必要な体制を整備し、及び財政上の措置を講じるものとする。

(区民の責務)

第6条 区民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他社会の様々な活動の場において、男女平等参画社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

- 2 区民は、区及び事業者・民間団体との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

(事業者・民間団体の責務)

第7条 事業者・民間団体は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会の形成についての理解と認識を深め、事業・社会活動を行うに当たり、男女平等参画を促進するものとする。

2 事業者・民間団体は、区及び区民との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等参画社会実現のための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、公表しなければならない。

2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ区民及び事業者・民間団体の意見、実態等を把握するために必要な措置を講じるとともに、第22条に規定する東京都板橋区男女平等参画審議会に諮問しなければならない。

3 区長は、行動計画の実施状況報告書を毎年1回作成し、公表しなければならない。

(男女平等参画の促進)

第9条 区長は、男女平等参画を促進するため、区の付属機関等の委員の男女構成について行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置を講じ、男女間の均衡を図るものとする。

2 区長は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者・民間団体に対し、雇用の分野における男女の参画状況等について助言を行うことができる。

(調査、研究等)

第10条 区は、男女平等参画社会の形成に関し、必要な調査、研究並びに情報の収集及び分析を行うものとする。

(教育及び啓発の推進)

第11条 区は、男女平等参画社会の形成に関し、学校教育その他の教育及び啓発活動を通じて、区民及び事業者・民間団体の理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。

(普及広報)

第12条 区は、男女平等参画社会について、区民及び事業者・民間団体の理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(事業者・民間団体への支援)

第13条 区は、男女平等参画を推進する事業者・民間団体への支援に努めるものとする。

第3章 推進体制

(男女平等参画推進本部の設置)

第14条 区は、区長を本部長とする男女平等参画推進本部を設置する。

2 男女平等参画推進本部は、男女平等参画施策を総合的に企画し、進捗を管理し、及び実施結果を評価し、並びに調整を行うものとする。

(男女平等推進センターの設置)

第15条 男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設として、東京都板橋区立男女平等推進センターを設置する。

第4章 苦情処理

(苦情の申立て)

第16条 区民又は事業者・民間団体は、次に掲げる事項について、次条に規定する東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会に苦情の申立てをすることができる。

(1) 区が実施する施策のうち、男女平等参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる事項

(2) 男女平等参画社会の形成を阻害すると認められる事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情の申立てをすることができない。

(1) 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項

(2) 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項

(3) 区議会で審議中又は審議が終了した事項

(4) この条例に基づく東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会の判断に関する事項

(苦情処理委員会の設置)

第17条 前条第1項に規定する苦情の申立てを処理するために、東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を設置する。

(苦情処理委員会の組織等)

第18条 苦情処理委員会は、男女平等参画社会の形成に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3人により組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(苦情処理委員会の職務等)

第19条 苦情処理委員会は、次に掲げる職務を公正、迅速かつ適切に行う。

(1) 第16条第1項第1号の規定に基づく苦情の申立てに係る施策を実施する機関に対して、説明を求め、関係書類等の閲覧又は写しの提出を求め、必要があると認めるときは、区長に対して是正その他の措置を講じるよう勧告すること。

(2) 第16条第1項第2号の規定に基づく苦情の申立てに係る関係者に対して、必要に応じて当該関係者の同意を得た上で、資料の提出若しくは説明を求め、又は当該関係者に助言若しくは是正の要望をするよう区長に要請すること。

(3) 苦情の申立ての処理状況について、毎年度区長に報告すること。

- 2 区長は、前項第1号及び第2号の規定による苦情処理委員会からの勧告又は要請を受けたときは、その趣旨を尊重し、適切な措置を講じるものとする。
- 3 苦情処理委員会は、必要に応じ専門的な知識等を有する者から助言を受けることができる。

(委員の守秘義務)

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の解嘱)

第21条 区長は、委員が心身の故障で職務の遂行に耐え得ないと認めるとき又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

- 2 委員は、前項の規定による場合のほか、その意に反して解嘱されることはない。

第5章 東京都板橋区男女平等参画審議会

(設置)

第22条 男女平等参画社会の形成を推進するために、東京都板橋区男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第23条 審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ審議し、答申する。

- (1) 行動計画の策定に関する基本的な考え方
- (2) 行動計画の実施結果に関する評価
- (3) その他男女平等参画社会の形成に関する重要事項

(審議会の組織等)

第24条 審議会は、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の6を超えないものとする。

(委員の任期)

第25条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

資料2 東京都板橋区男女平等参画

基本条例施行規則

平成15年4月1日
東京都板橋区規則第41号

改正 平成16年3月26日規則第17号
平成17年3月30日規則第13号
平成18年3月31日規則第21号
平成19年3月30日規則第24号
平成20年3月21日規則第16号
平成22年3月31日規則第20号
平成23年2月23日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都板橋区男女平等参画基本条例(平成15年板橋区条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推進本部の構成)

第2条 条例第14条に規定する男女平等参画推進本部(以下「推進本部」という。)は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 副本部長は、副区長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長及び常勤の監査委員並びに東京都板橋区組織規則(昭和46年板橋区規則第5号)第8条第1項に規定する部長、保健所長、会計管理者、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局次長及び区議会事務局長の職にある者をもって充てる。

一部改正〔平成18年規則21号・19年24号・20年16号・23年規則第5号〕

(所掌事務)

第3条 推進本部は、条例第14条第2項に定めるもののほか、本部長が必要と認める事務を所掌する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、特に必要があると認めるときは、前条に定める所掌事務に係る職員に推進本部への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部で決定した施策等を実施するために必要な事項を協議し、調整等を行うため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、政策経営部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- 6 幹事長に事故あるときは、幹事長があらかじめ指名す

る幹事がその職務を代理する。

一部改正〔平成20年16号〕

(苦情処理委員会の構成)

第6条 条例第17条に規定する東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)の構成員のうち1人以上は、法律に関する専門知識を有する者から委嘱するものとする。

- 2 委員は、男性及び女性それぞれ1人以上とする。(会議の運営等)

第7条 苦情処理委員会に、代表委員を置く。

- 2 代表委員は、委員の互選により定める。
- 3 苦情処理委員会は、代表委員が招集する。
- 4 代表委員に事故あるときは、代表委員があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 苦情処理委員会は、委員2人以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 苦情処理委員会の職務は、委員の合議により行う。(苦情の申立て)

第8条 条例第16条第1項に規定する苦情の申立て(以下「申立て」という。)をしようとする者は、苦情処理申立書(別記第1号様式)を苦情処理委員会に提出しなければならない。

- 2 苦情処理委員会は、申立てがあった場合には、申立受付処理台帳(別記第2号様式)により申立ての受付処理状況を記録する。

(苦情申立事項の調査)

第9条 苦情処理委員会は、申立てが条例第16条第1項第1号に掲げる事項に該当すると認めるときは、当該申立てに係る区の機関に対して調査実施通知書(別記第3号様式)により通知し、調査を行うものとする。

- 2 苦情処理委員会は、申立てが条例第16条第1項第2号に掲げる事項に該当すると認めるときは、当該申立てに係る関係者に対して調査実施依頼書(別記第4号様式)により同意を得た上で、調査を行うものとする。
- 3 苦情処理委員会は、申立て内容のうち、社会制度又は慣行に関する事項について、広く意見を求め判断に資することが適当と認めるときは、申立ての概要及び調査方法等を公表し、区民から意見を求めるものとする。
- 4 苦情処理委員会は、申立てが条例第16条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるとき又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとし、速やかに当該申立人に対し、苦情処理結果通知書(別記第5号様式)により通知しなければならない。

- 5 苦情処理委員会は、申立ての処理経過を処理経過記録票(別記第6号様式)に記録し、申立受付処理台帳に添付して保管する。

(区長への勧告又は要請)

第10条 苦情処理委員会は、前条第1項及び第2項の調査に基づき、条例第19条第1項第1号の規定による区

長への勧告又は同項第2号の規定による区長への要請が必要であると認めるときは、速やかに勧告・要請書(別記第7号様式)により勧告又は要請を行うものとする。
(苦情処理結果通知)

第11条 苦情処理委員会は、申立てを受けた日の翌日から起算して3月以内に、苦情処理結果通知書により、調査の結果及び区長に対する勧告又は要請の有無を当該申立人に通知しなければならない。

2 苦情処理委員会は、前項に規定する期間内に通知ができない場合は、理由を付して当該申立人に処理経過を報告しなければならない。

(措置結果の通知)

第12条 区長は、勧告・要請書の送付を受けた日の翌日から起算して1月以内に、当該勧告又は要請に係る措置結果を苦情処理委員会及び当該申立人に通知しなければならない。

2 区長は、前項に規定する期間内に通知ができない場合は、理由を付して苦情処理委員会及び当該申立人に措置経過を報告しなければならない。

(苦情処理の年次報告)

第13条 条例第19条第1項第3号に規定する苦情の申立ての処理状況の報告は、次に掲げる事項を記載した文書により、会計年度終了後速やかに行わなければならない。

- (1) 苦情の申立ての件数
- (2) 苦情の申立て処理件数
- (3) 処理結果の要旨

(男女平等参画審議会の構成)

第14条 条例第22条に規定する東京都板橋区男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 関係機関の職員
- (4) 公募に応じた区民

(委員の再任)

第15条 前条第1号に掲げる者のうちから委嘱した委員の再任は、2回を超えることはできない。

2 前条第2号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱した委員は、再任することができない。

3 区長が特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、再任することができる。

(会長及び副会長)

第16条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

(会長及び副会長の職務)

第17条 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第18条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第19条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第20条 会長は、審議に際し、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第21条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、政策経営部長の職にある者をもって充てる。

3 幹事は、会議に出席して意見を述べることができる。

一部改正〔平成20年16号〕

(会議の公開)

第22条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の決定により非公開とすることができる。

(事務局)

第23条 推進本部、苦情処理委員会及び審議会の事務局を政策経営部男女社会参画課に置く。

一部改正〔平成16年規則17号・22年20号〕

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第13条までの規定は、平成15年10月1日から施行する。

付 則 (平成16年3月26日規則第17号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月30日規則第13号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。(後略)

付 則 (平成18年3月31日規則第21号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月30日規則第24号抄)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月21日規則第16号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。(後略)

付 則 (平成22年3月31日規則第20号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年2月23日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

(別表略)

(様式略)

資料3 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正 平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響

を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

- 第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第23条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。
ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(略)

資料4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
最終改正 平成19年7月11日法律第113号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主

務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談の他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者)。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、

勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を徘徊してはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所ハ相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（保護命令の申立て）

第12条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所ハ相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算

して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

資料5 第四次行動計画策定の流れ

年 月 日	経 過
平成21年 7月	「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」実施
平成21年10月27日	平成21年度第5回板橋区男女平等参画審議会開催 「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画（仮称）の策定に関する基本的な考え方について」諮問
平成21年11月24日	男女平等参画推進本部開催
平成21年12月11日	平成21年度第6回板橋区男女平等参画審議会開催
平成22年 1月12日	男女平等参画推進本部開催
平成22年 1月25日	平成21年度第7回板橋区男女平等参画審議会開催
平成22年 3月 8、12、16日	平成21年度第8回板橋区男女平等参画審議会開催 （分科会形式）
平成22年 4月 21、26、27日	平成22年度第1回板橋区男女平等参画審議会開催 （分科会形式）
平成22年 5月27日	平成22年度第2回板橋区男女平等参画審議会開催
平成22年 6月30日	平成22年度第3回板橋区男女平等参画審議会開催
平成22年 7月20日	男女平等参画推進本部開催
平成22年 7月30日	平成22年度第4回板橋区男女平等参画審議会開催 「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画（仮称）の策定に関する基本的な考え方について」答申
平成22年12月21日	男女平等参画推進本部開催
平成23年 1月 8日	素案公表 パブリックコメント実施
平成23年 2月 3日	男女平等参画推進本部開催
平成23年 3月	パブリックコメントに対する区の考え方公表
平成23年 3月	「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン」公表

資料6 名簿

板橋区男女平等参画審議会委員名簿

任期：平成21年10月27日～平成23年10月26日

氏名	団体等
◎ 青木 幸子	東京家政大学教授 (教員養成教育推進室長)
○ 大屋 幸恵	武蔵大学教授 (社会学部社会学科)
吉田 正幸	幼児教育・保育専門紙「遊育」代表取締役 厚生労働省社会保障審議会児童部会委員・少子化対策特別部会委員
山口みつ子	(財)市川房枝記念会女性と政治センター常務理事
吉田 秀康	阿部・吉田・三瓶法律会計事務所
徳山 安子	板橋区町会連合会 (大山本町会会長)
高野 新治	板橋区民生・児童委員協議会 (常盤台地区会長)
榎田 時男	板橋区商店街連合会 (板橋区商店街連合会副会長)
佐藤 喜美子	板橋区医師会 (板橋区医師会理事)
島村 恵子	板橋区小学校PTA連合会会長 (中台小学校PTA会長)
松本 秋広	板橋区中学校長会 (高島第二中学校長)
今 正人	(株)タニタ総務部長
岩橋 弘子	公募区民
河口 節子	公募区民
松下 起子	公募区民

◎：会長 ○：副会長

東京都板橋区男女平等参画推進本部名簿

役 職	構 成 員
本 部 長	区 長
副本部長	副 区 長
本 部 員	教 育 長
	常 勤 監 査 委 員
	政 策 経 営 部 長
	施 設 管 理 担 当 部 長
	総 務 部 長
	危 機 管 理 室 長
	区 民 文 化 部 長
	産 業 経 済 部 長
	健 康 生 き が い 部 長
	保 健 所 長
	福 祉 部 長
	子 ども 家 庭 部 長
	資 源 環 境 部 長
	都 市 整 備 部 長
	土 木 部 長
	会 計 管 理 室 長
	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
	監 査 委 員 事 務 局 長
	区 議 会 事 務 局 長

東京都板橋区男女平等参画推進本部幹事会名簿

幹事長 政策経営部長

所 属	構 成 員
政 策 経 営 部	政 策 企 画 課 長
	広 聴 広 報 課 長
	男 女 社 会 参 画 課 長
施 設 管 理 担 当 部	庁 舎 管 理 ・ 建 設 課 長
総 務 部	総 務 課 長
	人 事 課 長
危 機 管 理 室	危 機 管 理 対 策 課 長
	防 災 課 長
区 民 文 化 部	地 域 振 興 課 長
	戸 籍 住 民 課 長
産 業 経 済 部	産 業 振 興 課 長
	産 業 活 性 化 推 進 室 長
健 康 生 き が い 部	健 康 推 進 課 長
	生 き が い 推 進 課 長
	予 防 対 策 課 長
	国 保 年 金 課 長
	お と し よ り 保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長
	板 橋 健 康 福 祉 セ ン タ ー 所 長
福 祉 部	管 理 課 長
	障 が い 者 福 祉 課 長
	赤 塚 福 祉 事 務 所 長
子 ども 家 庭 部	子 ども 政 策 課 長
	保 育 サ ー ビ ス 課 長
	子 ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー 所 長
資 源 環 境 部	環 境 保 全 課 長
都 市 整 備 部	都 市 計 画 課 長
	住 宅 政 策 課 長
土 木 部	管 理 課 長
教 育 委 員 会 事 務 局	庶 務 課 長
	学 務 課 長
	生 涯 学 習 課 長
	指 導 室 長

資料7 「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」の概要

1. 調査の目的

本調査は、男女平等参画に関する区民の意識・実態および区内事業者の職場における取り組みの現状等を総合的に把握し、平成22年度に「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画（仮称）」を策定するための基礎資料とすることを目的に実施しました。

2. 調査の概要

(1) 調査対象、調査方法、調査期間

【区民】

調査対象	板橋区在住の満20歳以上80歳未満の区民
対象数	2,000人
抽出方法	無作為抽出(平成21年7月20日現在の住民基本台帳より、板橋・常盤台・志村・赤塚・高島平の5地区ごとに人口按分により抽出)
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成21年7月28日～同8月21日

【事業所】

調査対象	板橋区内の従業員5人以上の事業所
対象数	1,100事業所
抽出方法	無作為抽出(平成18年事業所・企業統計調査より抽出)
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成21年7月28日～同8月21日

(2) 回収数および回収率

回収数および回収率は以下のとおりです。

【区民】

配布数：2,000票 有効回収数：801票 有効回収率：40.2%

【事業所】

配布数：1,100票 有効回収数：275票 有効回収率：26.8%

(3) 調査項目

【区民】

問1	分野別及び社会全体でみた男女平等観	問19	地域活動に参加しやすくするために必要なこと
問2	結婚・家庭観	問20	仕事と家庭生活などとの希望優先度
問3	1日あたりの家事等に携わる時間	問21	仕事と家庭生活などとの現実の優先度
問4	家事・育児の担当者	問22	仕事と生活の調和を図るうえで重要なこと
問5	家事、育児、介護等への参加に必要なこと	問23	パートナーからドメスティックバイオレンスを受けた経験の有無
問6	就労状況	問24	受けたときの相談の有無
問7	職場における立場	問25	受けたときの相談先
問8	育児・介護休業の取得しやすい雰囲気の有無	問26	相談しなかった(できなかった)理由
問9	取得できない理由	問27	ドメスティックバイオレンス防止や被害者支援に必要な対策
問10	育児や介護と勤務の両立支援のための制度の有無	問28	職場や学校でセクシュアル・ハラスメントを受けた・見た経験の有無
問11	職場における男女差別の状況	問29	受けた・見た内容
問12	就労していない理由	問30	男女平等参画社会のために必要な区の施策
問13	女性が働くことに対する意識	問31	男女平等参画に関する区の取り組みの認知度
問14	女性が再就職する場合の働き方	問32	男女平等参画に関する用語の認知度
問15	女性の再就職や起業に必要な支援	問33	自由意見
問16	男女がいきいきと働くために必要な行政支援	F1, F2	性別、年齢
問17	地域活動への参加状況	F3, F4	結婚の有無、本人と配偶者の就労状況
問18	参加していない理由	F5, F6	家族構成、子ども・要介護者等の状況

【事業所】

F1	業種	問12	男女別介護休業取得者数
F2	男女別及び雇用形態別の事業所の従業員数	問13	育児・介護休業の取得しやすい雰囲気の有無
F3	単独事業所、本社・支社、本店・支店の区分	問14	育児・介護休業中の賃金
F4	本社・支社、本店・支店の場合の全従業員数	問15	育児・介護休業終了後の復職支援への取り組み
F5	従業員の平均年齢及び平均勤続年数	問16	育児・介護との両立支援のための制度の有無
F6	労働組合の有無	問17	育児・介護により離職した女性の再就職促進のための取り組み
F7	男女別及び雇用形態別の新規採用者数	問18	一般事業主行動計画の策定状況
問1	男女別管理職別の人数	問19	策定予定がない理由
問2	女性管理職が著しく少ない理由	問20	行動計画策定事業所への優遇制度の認知度
問3	今後の女性管理職の登用方針	問21	ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度
問4	女性管理職登用のために実施している取り組み	問22	ワーク・ライフ・バランスに対する意識
問5	女性の職域拡大のために実施している取り組み	問23	ワーク・ライフ・バランス推進のために必要なこと
問6	女性の能力発揮のために実施している取り組み	問24	セクシュアル・ハラスメント防止対策の取り組み状況
問7	研修への女性の参加状況	問25	セクシュアル・ハラスメントに関する相談状況・件数
問8	就業規則への育児休業の規定の有無	問26	改正男女雇用機会均等法の内容の認知度
問9	育児休業期間	問27	男女がともに働きやすい職場環境づくりのための取り組み
問10	本人または配偶者が出産した男女別従業員数、うち育児休業取得者数	問28	自由意見
問11	就業規則への介護休業の規定の有無		

(4) 調査結果の留意点

- ◆集計数表の割合は、小数点第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答比率を合計しても、100%にならない場合があります。
- ◆回答比率(%)はその設問の回答者数を母数として算出しました。したがって、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100%を超えることがあります。
- ◆クロス集計表では、第1位ならびに第2位の数値に以下の網掛けをして表示しています。

第1位：

31.2

 第2位：

15.6

- ◆内閣府調査は、平成19年8月ならびに平成21年10月に、全国20歳以上の男女5,000人に対し、調査員による個別面接聴取により実施された「男女共同参画社会に関する世論調査」を指します。
- ◆前回調査は、平成16年9月に、板橋区在住の20歳以上80歳未満の男女2,000人に対し、郵送配布・郵送回収により実施された「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」を指します。

資料8 男女平等参画のあゆみ（国際婦人年以降）年表

年次	国連等の動き	日本国内の動き
1975年 (昭和50年)	○国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ○国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択 ○「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」採択（ILO／国際労働機関）	○総理府「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」「婦人問題担当室」設置
1976年 (昭和51年)	○国連婦人の10年（1976年～1985年）	○民法一部改正（離婚後も婚姻中の姓を称することができる）
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策定 ○「国立婦人教育会館」開館
1978年 (昭和53年)		○総理府「婦人白書」発行
1979年 (昭和54年)	○第34回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択	
1980年 (昭和55年)	○「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン） ○「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	○「女子差別撤廃条約」署名 ○民法等の一部改正（配偶者法定相続分改定等）
1981年 (昭和56年)	○「ILO第156号条約（家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇に関する条約）」採択	○婦人問題企画推進本部会議「国内行動計画後期重点目標」策定
1983年 (昭和58年)		
1984年 (昭和59年)		○「国籍法」「戸籍法」一部改正（父母両系血統主義の採用等）
1985年 (昭和60年)	○「国連婦人の10年」世界会議（ナイロビ）「2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 ○「ILO（雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議）」採択	○「女子差別撤廃条約」批准 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律（男女雇用機会均等法）」成立 ○「労働基準法」一部改正
1986年 (昭和61年)	○「国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク）	○「婦人問題企画推進有識者会議」設置
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1988年 (昭和63年)		○「労働基準法」一部改正（労働時間の短縮）
1989年 (平成元年)		○労働省「パートタイム労働指針」制定
1990年 (平成2年)	○国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991年 (平成3年)		○「育児休業法」成立 ○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定
1992年 (平成4年)		○「婦人問題担当大臣」設置
1993年 (平成5年)	○世界人権会議（ウィーン）「ウィーン宣言及び行動計画」（女性の平等の地位と女性の人権）採択 ○国連総会「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	○短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律（パートタイム労働法）」成立
1994年 (平成6年)	○国際家族年 ○国際人口・開発会議（カイロ）「行動計画」採択（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）	○総理府「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置
1995年 (平成7年)	第4回女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	○「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） ○戸籍から「非嫡出子」の記述が廃止 ○「ILO第156号条約」批准
1996年 (平成8年)		○「男女共同参画2000年プラン」策定 ○男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申

東京都の動き	板橋区の動き
○東京都議会「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択	○国際婦人年「婦人のつどい」実施 ○「婦人の生活意識に関する調査」実施
○東京都婦人問題懇話会「国際婦人年世界行動計画にたった東京都行動計画の基本的考え方」提言	○「板橋区婦人団体交流会」結成
○「婦人関係行政推進協議会」「東京都婦人問題会議」設置	
○「婦人相談センター」開設	
○「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	
○「東京都婦人情報センター」開設	
○「職場における男女差別苦情処理委員会」設置	○社会教育課に「婦人問題調整担当」を設置
○都議会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准に関する意見書」提出	○「婦人関係行政推進会議」設置
○「東京都婦人問題協議会」設置	○「婦人の意識と生活実態調査」実施
○「婦人問題解決のための新東京都行動計画―男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定	○「女性の自立と平等をめざして―板橋区の婦人問題の課題と施策の方向」を発表
○「婦人問題を考える都民会議」開催	○第1回「女性のつどい」開催
	○女性問題情報誌「まあるいテーブル」創刊
○東京都婦人問題協議会「東京ウィメンズプラザ（仮称）の基本構想」報告	
○東京都婦人問題協議会「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして―その課題と基本的考え方」報告	
○東京都婦人問題協議会「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について―すべての分野への女性の参画―」報告	
○「女性問題解決のための東京都行動計画―21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定	○婦人問題担当を「文化振興課女性行政推進係」に組織変更
○「東京都男女平等推進基金」設置	○「女性の意識と実態調査」実施 ○「女性行動計画策定懇談会」設置
○「(財)東京都女性財団」設立	○「女性関係行政推進本部」設置
○「東京女性白書」発行	○女性行動計画策定懇談会「男女平等社会実現のための板橋区行動計画」提言
○東京都女性問題協議会「男女平等の社会的風土づくり―21世紀への旅立ち―」報告	○「男女平等社会実現のための板橋区行動計画～いたばしアクティブプラン～」策定 ○「男女平等推進協議会」設置
○「東京ウィメンズプラザ」開館	○男女平等推進協議会「板橋区における女性の人材育成と活用・能力発揮の諸方策について」答申
	○板橋区基本計画「いたばし2005計画」策定 ○第1回「女性大学」開催

年次	国連等の動き	日本国内の動き
1997年 (平成9年)		○「男女共同参画審議会設置法」成立 ○「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」一部改正
1998年 (平成10年)		○「婦人週間」を「女性週間」に変更
1999年 (平成11年)		○「男女共同参画社会基本法」成立
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	○「ストーカー規制法」成立 ○「男女共同参画基本計画」策定
2001年 (平成13年)		○内閣府「男女共同参画局」設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」成立 ○「育児・介護休業法」改正
2002年 (平成14年)		
2003年 (平成15年)		○「次世代育成支援対策推進法」成立 ○「少子化社会対策基本法」成立
2004年 (平成16年)	○第31回女子差別撤廃委員会(ニューヨーク)	○「DV防止法」改正及び同法に基づく「基本方針」策定 ○「育児・介護休業法」改正
2005年 (平成17年)	○第32回女子差別撤廃委員会(ニューヨーク) ○第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
2006年 (平成18年)		○「男女雇用機会均等法」改正
2007年 (平成19年)		○「DV防止法」改正及び同法に基づく「基本方針」改正 ○「パートタイム労働法」改正 ○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2008年 (平成20年)		○「次世代育成支援対策推進法」改正 ○男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定 ○男女共同参画会議基本問題専門調査会(第42回)
2009年 (平成21年)	○国連「女性差別撤廃条約実施状況日本第6回報告書」審議	○「育児・介護休業法」改正
2010年 (平成22年)	○国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)(「宣言」採決)	○「男女共同参画基本計画(第3次)」策定
2011年 (平成23年)		

東京都の動き	板橋区の動き
○東京都女性問題協議会「男女が平等に参画するまち東京」報告	○生活文化部文化振興課女性行政推進係を「児童女性部女性青少年課女性行政推進係」に組織変更
○「男女平等推進のための東京都行動計画ー男女が平等に参画するまち東京プランー」策定	
	○「男女平等推進係」に名称変更 ○「男女平等推進センター」開設
○「東京都男女平等参画基本条例」施行	○「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」実施 ○「第二次男女平等推進協議会」設置 ○「女性のつどい」を「男女平等フォーラム」へ名称変更
○「男女平等参画のための東京都行動計画ーチャンス&サポート東京プラン2002」策定 ○配偶者暴力相談支援センター業務を開始	○第二次男女平等推進協議会「男女平等社会実現のための板橋区行動計画ーいたばしアクティブプランー改定について」答申 ○「男女平等参画社会実現のための第二次板橋区行動計画ーいたばしアクティブプランー」策定
	○「板橋区男女平等参画基本条例」制定 ○「男女平等参画審議会」、「男女平等参画苦情処理委員会」設置
○「家庭と社会生活に関する都民の意識調査」実施	○男女平等参画審議会「平成14年度実施結果に関する評価」答申 ○男女平等参画審議会「平成15年度実施結果に関する評価」答申 ○「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」実施 ○児童女性部女性青少年課男女平等推進係を「児童女性部男女社会参画課男女平等推進係」に組織変更
○「次世代育成支援東京都行動計画」策定	○男女平等参画情報誌「センターだより」創刊 ○男女平等参画審議会「第三次板橋区行動計画の策定に関する基本的考え方」答申
○「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	○「板橋区基本計画」策定 ○「男女平等参画社会実現のための第三次板橋区行動計画ーいたばしアクティブプランー」策定 ○男女平等参画審議会「平成16年度実施結果に関する評価」答申
○「男女平等参画のための東京都行動計画ーチャンス&サポート東京プラン2007」策定	○男女平等参画審議会「平成17年度実施結果に関する評価」答申
	○児童女性部男女社会参画課男女平等推進係を「政策経営部男女社会参画課男女平等推進係」に組織変更 ○男女平等参画審議会「平成18年度実施結果に関する評価」答申
○「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」作成 ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	○男女平等推進センターの愛称を公募により「スクエア・I（あい）」に決定 ○「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」実施 ○男女平等参画審議会「平成19年度実施結果に関する評価」答申 ○男女平等参画審議会「平成20年度実施結果に関する評価」答申
	○「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画の策定に関する基本的な考え方について」答申
	○男女平等参画審議会「平成21年度実施結果に関する評価」答申 ○「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画ーいたばしアクティブプランー」策定

資料9 用語説明

1 ポジティブ・アクション (5 ページ)

積極的改善措置。雇用の場において、形式的な男女平等が確保されるだけでなく、事実上生じている男女間の格差解消のために、期限を設定して行われる事業者等の積極的な取組のこと。

2 ドメスティック・バイオレンス (DV) (6 ページ)

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振舞われる暴力のこと。身体的暴力に限らず、精神的な暴力行為や言葉の暴力なども含まれる。

3 セクシュアル・ハラスメント (セクハラ) (6 ページ)

相手の意に反した性的な性質の言動を指す。近年では、職場に限らず、学校や地域社会も含む、あらゆる場面で問題となっている。職場内でヌードポスターを掲示するなどの「環境型」、地位や立場による権力を利用して性的関係を求める「対価型」などがある。

4 ワーク・ライフ・バランス (7 ページ)

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをさす。

5 相対的貧困率 (13 ページ)

全国民における低所得者の割合のこと。全国民の所得の中央値の半分より低い人がどれだけいるかを表す数値。経済協力開発機構 (OECD) の作成基準は、等価可処分所得 (世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得) の中央値の半分に満たない世帯員の割合。

6 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利) (35 ページ)

リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康) とは、平成6 (1994) 年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7 (1995) 年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において「人間の生殖システム、その機能と (活動) 過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ (性と生殖に関する権利) は「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

7 一般事業主行動計画 (36 ページ)

次世代育成支援対策推進法に基づき、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う次世代育成支援対策を進めるため、計画期間・目標・目標達成のための対策および実施時期を盛り込み、策定することが求められている行動計画のこと。301人以上（平成23年4月以降は101人以上）の労働者を雇用する事業主は義務、300人以下（平成23年4月以降は100人以下）の事業主は努力義務。

8 デートDV (48 ページ)

ドメスティック・バイオレンス（DV）はこれまで夫婦間、家庭内における暴力行為と定義付けられていたが、最近では、婚姻関係にない恋人同士の間でも同様の暴力行為が問題となっており、これを特にデートDVと呼ぶ。

9 メディア・リテラシー (58 ページ)

メディアからの情報を、その真偽を見据えながら、主体的・批判的に読み解いて、必要な情報を引き出し活用する能力のこと。

10 特定事業主行動計画 (59 ページ)

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画策定が事業主に義務付けや努力義務付けされたのと同様に、次世代育成支援対策を進めるために、国や地方公共団体に策定が義務付けられた行動計画。

**男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画
いたばしアクティブプラン**

板橋区政策経営部男女社会参画課

平成 23 年（2011 年）2 月発行

〒173-0015 東京都板橋区栄町 36-1
TEL 03-3579-2486
URL <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>

刊行物番号

22-148

